

## 第14号議案

### 令和5年度京都府病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度京都府病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	256床
(2) 年間延べ患者数	
入 院	55,998人
外 来	37,665人
(3) 一日平均患者数	
入 院	153人
外 来	155人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	2,645,318千円
第1項 医業収益	1,762,803千円
第2項 医業外収益	882,465千円
第3項 特別利益	50千円

支 出		
第 1 款	病 院 事 業 費 用	2,646,420千円
第 1 項	医 業 費 用	2,636,182千円
第 2 項	医 業 外 費 用	9,086千円
第 3 項	特 別 損 失	1,052千円
第 4 項	予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 135,172千円は、過年度分損益勘定留保資金 135,172千円で補填するものとする。）。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	997,248千円
第 1 項	企 業 債	969,000千円
第 2 項	国 庫 補 助 金	28,248千円

支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	1,132,420千円
第 1 項	建 設 改 良 費	993,228千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	139,192千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	施設設備整備資金に充てるため。
限 度 額	969,000千円

起債の方法 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）

利率 年10.0%以内

償還の方法 (1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。  
(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。  
(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1,847,580千円

（他会計からの補助金）

第8条 病院の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、870,624千円と定める。

（棚卸資産購入限度額）

第9条 棚卸資産の購入限度額は、234,346千円と定める。

令和5年2月2日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊